

第 19 回黒潮町農業委員会議事録

1. 日 時 令和 5 年 9 月 7 日 (木) 午後 2 時 00 分～
2. 会 場 黒潮町役場本庁 3 階 中会議室
3. 出席委員 **【農業委員】**
2 番 野坂賢思、3 番 江口寿、5 番 濱口佳史、6 番 金子俊博
7 番 橋田美和、8 番 伊芸精一、9 番 松本昌子、11 番 酒井幸男
12 番 福留康弘、13 番 ハジィフ泉
【推進委員】
1 番 大石正幸、3 番 若藤陽介、5 番 小橋誠一、6 番 尾崎澄夫、
4. 欠席委員 **【農業委員】** 1 番 小谷健児、4 番 山下理恵 10 番 垣谷征志
【推進委員】 2 番 弘瀬正彦、4 番 宮川建作
5. 議事日程
 - (1) 出席委員の確認及び議事録署名委員の指名
 - (2) 各議案の審議
議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請 (農業委員会会長許可) について (2 件)
議案第 2 号 非農地証明願について (2 件)
議案第 3 号 認定農業者の経営改善資金借入計画に関する協議について
 - (3) その他の討議・報告事項について

○その他

議長 それでは、第19回農業委員会のほう始めたいと思い、議案に入っていきたいと思いません。

本日の欠席者ですが、〇〇君と〇〇君、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんです。会の方は成立しております。それで、今日の議事録の署名人ですが、〇〇さんと〇〇さんをお願いしたいと思います。

それでは早速、議案に入りたいと思います。

議案第1号、農地法第3条許可申請について、2件出ております。

1番から、事務局のほうから説明をお願いします。

事務局 はい。失礼いたします。

御手元のほうにちょっと差し替えの資料を、表の御案内の資料とですね、写真が入った8ページ9ページ10ページの、差し替えの資料のほうを出させてもらっていますので、すみませんが差し替えのほうをお願いいたします。

それでは資料に従って、議案の第1号のほうから説明させていただきます。

1ページのほうをお願いいたします。

農地法第3条、耕作目的による農地の権利移動の規定による許可申請2件、番号1番です。

譲渡人が、〇〇の〇〇さん、譲受人が、〇〇の〇〇さんです。申請地は、〇〇です。

登記簿の地目は畑で、現況も、畑となっております。

面積のほうは、241㎡で、申請の理由としましては、所有権の移転の売買ということで今後、許可があり次第、売買を行う予定となっております。

その位置図等が、2ページから7ページでございます。

2ページのほうが、航空写真となっております。

申請地の赤い丸のあたりが、場所となっております。近くに〇〇の〇〇が隣接したあたりの、ちょっと高い丘の上の位置となっております。

ページめくっていただいて3ページが地図の位置図となっております。

川の向こうのほうを渡って川のほうに住宅が多くある部分でそこを渡って丘の上に上がった部分の〇〇の近くが申請場所となっております。

4ページが、航空写真の拡大地図となっております。

実際と撮影日の違いから、ちょっと、現況とは違っておりますけども、周りは畑等が広がっている地域となっております。

5ページ目が、公図のほうになります。

6ページが現況写真となります。

〇〇のほうから、南側のほうに向けて撮っている写真となります。

7ページが、調査書のほうになります。

読み上げさせていただきます。

譲受人は、〇〇さんで、譲渡人は、〇〇さんです。

1号の全部効率の利用につきましては、譲受人は、耕作の手伝いをしている、農地であつて、従来どおり、営農する状況等からみても、今後耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

農作業の従事予定者としては、御本人さんで、所有機械としては、耕運機、軽トラックを所有されています。

1号につきましては該当ありません。

2号、3号につきましても、該当はありません。

4号の、農作業の常時従事につきましては、譲受人は農作業を行う、必要がある日数について、年間150日の農作業の従事日数の予定となっておりますので、十分、従事すると見込まれます。

該当はありません。

5号の転貸の禁止ということで、許可申請に係る農地につきましては譲渡人の所有農地であることが確認出来ておりますので、転貸には該当はしません。

地域調和につきましては、所有権移転後は、季節ごとの野菜をつくる予定となっております。

それによって今後、周囲への農地への影響はないと見込まれます。

以上が、事務局からの説明となります。

議長 はい。

今、事務局のほうから説明がありましたが、担当委員さんのほうで補足説明あればお願いします。

誰が、〇〇さんか〇〇さん、なんかないですか。〇〇さん。

〇〇委員 〇〇さんと現地を見に行きました。

それでこれ、現地は、6ページ見てもろうたらいいんですけど、これ、何年か前に出そうかということなんですけど、30アール問題で、ちょっと足らんということで、伸びてきて、現在、30アール問題もなくなったもんで、出てきたと。

それと6ページのほうの赤線、引いてるまだ向こう、ハウス、全部です。

だから、今つくってるもんで野菜なんか、別段、問題はないと思います。

議長 これは何かブドウか何か植えちやうが、このハウスみたいなところは。

〇〇委員 ブドウじゃなくて、この中には、下敷きにすぐ藁を入れたり、いろいろと。

議長 倉庫がわりのようなものか。

議長 はい。今〇〇さんのほうからも説明がありましたが、問題ないということでございますが、何かこの件につきまして質疑、質問ありませんかね。
ないですかね。
はい、ないようでしたら、3条許可申請の1番について承認を受けたいと思います。
承認されます方、挙手願います。
はい、挙手全員です。
議案第1号の3条許可申請の1番につきましては、承認をされました。

議長 続きまして、3条許可申請の2番、事務局のほうから説明をお願いします。

事務局 はい、差し替え資料のほうに写真のほうはなりますので、まず、1ページに戻っていただきまして、3条の番号2番で譲渡人は、〇〇の〇〇さん、譲受人は、〇〇の〇〇さんです。
申請地は、〇〇です。
地目は登記簿の地目は宅地となっております。
現況地目は、畑ということで、今回、申請のほうが、上がってきております。
面積は、240.09㎡となっております。
今後、所有権移転の売買等が行われ、今回の許可があり次第、売買が行われる予定となっております。
差し替えの資料のページ8ページをお願いいたします。
差し替えの8ページが航空写真で、となっております。
赤い枠で囲ったあたりの加持の、ちょっと上に上がったところにある。宅地、畑となっております。
ページめくっていただきまして9ページが地図の位置図となっております。
10ページが航空写真の拡大図となっております。
状況としては周り宅地等も多く、畑、今回の申請というのは、隣には畑もあるというような状況となっております。
元の資料に戻っていただきましてページの11ページが、公図となっております。
それから12ページが、現況写真となっております。
北のほうから南のほうを向いて、撮影をさせていただいております。
13ページ、調査書について読み上げさせていただきます。
譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さんです、第2項第1号につきまして全部効率の利用につきましては、申請地取得前と同じ野菜を栽培することなど、従来どおり、営農する状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。
農作業の従事者としましては、御本人さんと配偶者の2名の方が予定されております。

所有機械としましては、草刈機、耕運機、運搬車、消毒器等の所有をされております。

1号につきましては該当はありません。

2号を、3号につきましても、該当はありません。

4号の、農作業の常時従事につきましては、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、年間360日の農作業の従事日数の予定となっていることから、必要な日数の従事が見込まれますので、該当はありません。

第2項第5項の転貸の禁止につきましては、申請地につきましては、譲渡人の所有地であって、転貸には該当はしません。

6号地域調和につきましては、所有権の移転後は、同じ季節ごとの野菜をつくる予定となっております。

またそれによって周辺の農地への影響はないものと思われま。

今回こちらの申請地につきましては、登記簿が宅地で、現況が畑ということです。

現況主義ということで、今回、農業委員会のほうに、諮られて申請のほうが上がってきている状態です。

12ページの現況写真を見ていただくと、最近はちょっと農作業のほうがされてなかったということで畑等がない状態ではありますけども、今後、申請後に、許可が出たら、畑の作業のほうを行っていきたいということの確認をとっております。

事務局の説明としては以上です。

議長 はい。

今、事務局の説明が終わりましたが、担当委員さんのほうで補足説明をお願いします。○
○さん。

○○委員 12ページ、本人とは会えなかったですけども、○○委員と現地を見に行ったら、これやっぱり畑ですねという状況です。

議長 登記上は宅地ということやけど、現況、畑というので作りよつたということよね。

事務局 今はないですが、以前は植えていたということです。

議長 それはやはり地目としては、宅地のままで、農地として作るということで、

事務局 今回一応その取得しても、農作業をすることなので、地目のほうは変えていただきたいという話はしてるんですけど、そこの、必ずというような話まではしていません。

議長 宅地から農地に地目変更、要はなかなか、本人もあれやね。

せっかく宅地になっちゃうもんやから。

〇〇委員 これ宅地やいか。仮に、現況農地をね、畑、畑やめてすぐ家つくろう思うたら、作って構わないわけ。

事務局 そうですね、もう宅地が御本人さんがそれだったら、家を建てるという計画のもと、法務局のほう、まあすでに宅地なので。

議長 その場合、現況は農地やけんど、そこらあたりが、地目的には、法律上は宅地ながよね。その場合はもう農業委員会にかけんでも建てれるということ。普通やったら農地の場合は5条申請が必要。

事務局 その場合は、5条申請が必要になります。現況が農地なら申請が必要になります。

〇〇委員 うちらで、登記が宅地で現況が畑、そこに車庫をつくりよったけん、これはちょっといかんがやない注意したことがあるんですよ。そしたら反対に怒られた。

事務局 この農業委員会で通って、農地転用は県の許可が要るんですけど県の許可が出ても、結局法務局ではその手続自体はもう宅地なので、登記手続き等はないような状況となります。御本人さんからすると、何で言われるんだらうかというところは多分あると思います。

議長 恐らくそうやろうね本人は納得出来んよね。農地じゃなくて宅地ながやけん。

〇〇委員 畑にする場合、下の固定資産税よね、そこで畑にしますいうて作物を植えんことには、畑にならない。

事務局 そうですね、いま判断は、税のほうも畑になってます。

〇〇委員 畑に戻す場合には、上に構造物が建っちゃったら、この間やったけども、作物を植えて、収穫しますよという写真を撮らんことには畑としては認めれんということやった。

議長 恐らく現況農地やけん固定資産税は農地。

〇〇委員 もともとあそこ建っちゃった場合には、そういう除外せなあいかんけどね。

議長 もともと宅地で家が建っちゃったとかいうことなが。

事務局 過去どういう流れなのかがちょっとわからないんですけど、宅地のまま畑でやられていたということです。

議長 多分こっちにコンクリをうちょう。これも一緒の人のがやろ。

事務局 ここはそうです、道があります。分筆している道が。

議長 はい、〇〇さん。

〇〇委員 地域が一緒なのか、私〇〇さんと一緒に、あれ、9月5日に、現地を確認にいき、話を聞いてきました。
宅地は宅地のままでおきますという話でした。畑の状態は瓦礫やけん、そんなに野菜はつくれんけど、草は刈りながら管理していきます。という話でした。

議長 何か土地が浅いような感じもするけど、使う感じじゃないでしょうか。
現況のままで置くと、そういうことやね。
ほかに何か質疑ありませんかね。
ないですかね。
なければ、3条許可申請の2番につきまして、承認を受けたいと思います。
3条許可申請、2番につきまして、承認をされます方、挙手願います。
はい、挙手多数です。
2番につきましても、承認をされました。

議長 それでは、議案第2号、非農地証明について、2件でております。事務局のほうから説明をお願いします。

事務局 はい。
また1ページのほうに戻っていただきまして、議案3号の非農地証明願2件の番号1番です。
願出人は、〇〇の〇〇さんです。願出地としては、〇〇で、地目は田です。
面積は0.38㎡ということです。願出の理由としましては、20年以上前、から、耕作はしておらず現状でも、農地としては利用が出来ないということで今後も、農地としての利用はする予定もないということで、願出のほうが出てきております。

写真につきましては14ページからになります。

〇〇があった、今はもうないんですけども、その〇〇になっている角っこの、丸いところになります。15ページが、位置図になり、16ページのほうが1番わかりやすいかと思いますが拡大写真となります。

角っこのですね、〇〇が、今回の願い出場所となっております、おそらく、土地の分筆登記などで最後に残った農地になるのだと思いますけども、ちょっと狭い面積の部分が残ったということで今回申請がされているものと思われます。ページ17ページが公図になります。

ちょっともう小さ過ぎてちょっとわからないんですが交わった部分のあたりが、場所となります。

18ページが現況の写真で写真の赤い三角の部分が、今回の申請の場所となっております。事務局のほうから説明は以上です。

議長 はい。

今、事務局のほうから、説明がありましたが、担当委員さんのほうで補足説明がありましたらお願いいたします。〇〇さんどうぞ。

〇〇委員 18ページを見ていただければ、わかると思いますが、
まず、何ができるか。

議長 これは農地いうても、農地ではないよねもう、誰が見てもね。
こっちのこれから右側のほうにこう、何かこう草が生えたようなところもある。
これはまた別の人。

事務局 宅地になっています。

議長 はい、なければ、非農地証明願の1番につきまして承認を受けたいと思います。
承認されます方、挙手願います。
はい、全員です。
非農地証明願1番につきましては、承認されました。

議長 続きまして非農地証明願の2番、事務局のほうから説明をお願いします。

事務局 はい。
またページ1ページの表のほうをお願いします。
議案第2号ですね、2号の非農地証明願の2番です。

これは、願出人は、〇〇の〇〇さんで、願出地としましては、〇〇です。

地目は田で面積が 168 m²となっております。

願出の理由としましては、25 年ほど、そこは利用していないということで、願出のほうが出てきております。

19 ページからが、写真等がありますので、お願いします。

19 ページが、航空写真になります。

〇〇に入っていく、道の途中にあるところです。

〇〇がある部分なんですけども、20 ページを見てもらったらわかりやすいかと思えます。

下に、〇〇があり、そこから、〇〇のほうに入っていく道の途中の場所となっております。

こちらの道をつくる際に分筆された残りの土地ということで今回、非農地のお願いのほうが出てきております。

21 ページが拡大写真となっております。

道路のわきがちょっとわきの部分という形で、ページ 22 が公図になります。

ページの 23 が現況写真で、道路は写真のとおり、草木のほうが多く面積も、ちょっと狭いような状況です。

事務局のほうからは以上です。

議長 はい。今、事務局のほうから、農地証明願の 2 番目につきまして、説明がありました。担当委員さんのほうで補足説明あればお願いします。

〇〇さん。

〇〇委員 はい、すいません。昨日 9 月 6 日午前中に〇〇委員と願出人の〇〇夫妻と私の 4 名で現地確認を行いました。

ページ 19 ページ、1 番わかりやすいと思えますのでご覧ください。

航空写真で赤線が道路から中に入ってるほうですけども、倉庫の上にかかっているんで、先のほうがちょっとこれはどうだろうということで、この間、詳しいお話を聞くことが出来ました。

ここの倉庫というのが、〇〇の〇〇さんの倉庫らしいですけども、ここは〇〇さんの土地ではない、土地の中に入ってるので、〇〇さんが〇〇さんに、ここはうちの土地で進まなかったんで、裁判所のほうに行って、一応調停で〇〇さんの土地ということが証明されたので、現在、倉庫もたっているんで、一応〇〇さんが買う予定にはなったそうです。

それで一応話が落ちついたそうなんですけども、もともとここは、田にはなってますけども、地籍調査で役場のほうでは山になっていて、法務局では田になっていてどういうことだろうということで、調べたところが一応田、ということで、売買するにあたっては農業委員会を通さないといけないということで、今回の案件にあがってきております。1 番最後の

現況写真ですけども、こちらで山のように見えますが、もうちょっと、赤い左側の道路じゃない方の山側に行ってるほうの線なんですけども、大体、道路が6メートルぐらい、狭く見えますが、実際は6メートルぐらい中にあるそうで、そこが〇〇さんが建てた倉庫なので一応調停で解決してるので、今回、案件として上がってきたものです。

〇〇委員 それで、補足をちょっとさせてもらいます。

議長 はい〇〇さん。

〇〇委員 19 ページ、これは役場からきた、時点で見たら、倉庫にかかっちょう。
それで、倉庫の持ち主のところについて、これどうなっちょうがいうて、〇〇さんが間違っているのか、あなたが間違っているのか、どっちながか言うて聞いたら。
うちが、恐らく、境の杭がなかったもんで、この辺じゃろうということで建てたと。
それで、実際は取り込んじゃう。人の土地を。それでも売買の裁判所から呼出し受けたのにびっくりしていったら、そしたら実際、人の土地に食い込んでいます。
それで、売買ということで、話がついちょうらしいです。
それで、〇〇さんが、〇〇さんにお宅が非農地だせというたら、
〇〇さんではいかんけん。
ということで〇〇さんが、今回、出してきたと。
実際、小屋が入りこんじょうらしいです。

議長 その小屋については、一応買い取るということで、両方の話しはついちょうがやね。非農地になった場合には、〇〇さんが、この小屋を買い取ると、そういうことね。

〇〇委員 はい。この許可がおり次第、売買ということです。

議長 これは、どこらあたりになるがやろうかね。

〇〇委員 そこに〇〇があつて、道の端に。

議長 うん。
23 ページの最後の、この赤いのも、これが〇〇です。

議長 はい。
今、事務局より詳しい説明がありましたが、この件につきまして、何か質疑ありませんか。もう一応〇〇さんとの話はついとるということでございます。

あとは非農地の許可だけです。

ないですかね。

はい、なければ、承認を受けたいと思います。

農地証明願の、2番につきまして承認を受けたいと思います。

承認されますかたの挙手をお願いします。

はい、挙手全員です。

非農地証明願いの2番につきましても、承認をされました。

議長 それでは、議案第3号に移ります。

議案第3号、認定農業者の経営改善資金借入計画に関する協議について、ということで、当日資料ですが、事務局のほうから説明お願いいたします。

事務局 はい、議案第3号の当日資料のほうをお願いいたします。

申請の方が、〇〇さんで、内容としましては農業用倉庫及び車庫の新築ということで、認定農業者の経営改善資金借入計画に関する協議をお願いしたいと思います。

1ページのほうが、資金利用計画の申請書になっております。

2ページの事業計画のほうで、借入れ先は、〇〇ほうから〇〇、10年の償還期間でという内訳になっております。

それから、3ページのほうが、計画書のその2というところで、中段付近の事業計画の部分です。倉庫が20.21帖。車庫の部分が8.66帖の面積となっております。

内訳は、記載のとおりとなっております、事業費としては〇〇となっております。

下の資金計画のところでは所要資金〇〇、その内訳としてこの借入れが〇〇、自己資金が〇〇となっております。

4ページが、償還計画、10年の償還計画です。

表示についてはちょっと、13年までしかないですけども、償還期間は10年での償還となっております。

5ページが、見積り書となっております。

6ページが設計の平面図、7ページが立面図となっております。

8ページが、保証の委託申込書、9ページが納税証明書となっております。

10ページからが、認定申請、農業経営改善計画の認定の申請書となっております。

11ページ、12ページまでが申請となっております。

最後13ページ目が、農業経営改善計画の認定書という形で、黒潮町から〇〇さんに、認定が出ている部分になります。

事務局のほうからは以上と思います。

議長 はい。

今、事務局のほうから説明がありました。

〇〇くんは施設で、ニラを作っている〇〇の子ですけど、何かこの件につきまして借入金につきまして、質疑質問のあるかた挙手願います。

場所は、あれやろ、古い倉庫をみだしてって。

何か前のところは、いろいろ手狭で、狭いところで、ニラの作業をするにはちょっとじゅうがわるかったと思うので。

〇〇委員 ハウスは近く。
前の倉庫は農協、南部農協のすぐ近く。
あそこに小屋がある。

議長 かなりもう古い小屋でね、今のがは、多分あそこ取壊して建てるがやないかと思う。ちょっとあの、向こう行ったところの橋の下のところも〇〇君のがやけど。

この農地へ建てるがやったら、申請が出るわけで、多分、前のところの小屋のところへ、新しくするのじゃないのかと思うがやけど、そうやなかったら農地に建てる分やったら申請が何ぼ農舎でも出てくるはずやけん、多分前の所をあたらしくするのではないか。そうやなかったら 200 ページ㎡以内やったら、農業用倉庫でならば、必要ないはね。しかし届出はせないかん。

議長 借入に〇〇ということですが。
多分これは近代化資金やと思いますけど、何かないですかね。
車庫兼農舎として使う分には、かまんがやない。農業倉庫ということやったら。
何かないですかね、ありませんかね
なければ、承認を受けたいと思います。
議案第 3 の借入金、二部の部分の〇〇の借入金ですが、承認されますかた、挙手願います。はい、挙手全員です。
議案第 3 号。借入金に関する、協議につきまして承認をされました。

議長 続きまして、この主な議案書には載ってませんが当日資料の追加議案で、議案第 4 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、利用権の設定ですが事務局のほうから説明をお願いします。

事務局 当日の資料の議案第 4 号をお願いいたします。
ページめくっていただきまして整理表のほうで、整理番号 5 の 32 です。
貸付人が、〇〇の〇〇さんで、借受人が、〇〇の〇〇さんです。設定期間は、令和 5 年の 1 月 1 日から令和 9 年 12 月 31 日。

利用権を設定する土地として〇〇で、現況が畑となっております。

農用地区域となっております、面積は 619 m²となっております。

作物についてはショウガを予定されており、10 アールあたりの貸賃は〇〇で、賃借権となっております。

下の 5 の 33 も、借受人が同様なんで一括で、いかせていただきます。

貸付人が〇〇の〇〇さんで、借受人は、〇〇の〇〇さんです。

設定期間としては同じ令和 5 年 1 月 1 日から令和 9 年の 12 月 31 日、〇〇で、畑で、農用地区域となっております。

面積は 345 m²でショウガを作られます。

10 アール当たりの家賃は〇〇で、賃借権での契約となっております。

設定としましては新規の設定となっております相対での契約となっております。

下のほうが、契約書と申出書となっております。

5 の 34 です。貸付人が〇〇の〇〇さん、借受人は、〇〇の〇〇さんです。

設定の期間は令和 5 年 9 月 7 日から令和 15 年の 9 月 6 日です。

と設定をする土地として、〇〇の畑で農用地区域となっております。

面積は 640 m²で、花卉を予定しております。

10 アール当たりの貸賃は〇〇で、賃借権の設定で再設定となっております。

続きまして下の 5 の 35 です。

貸付人が〇〇の〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇さんです。

設定の期間は令和 5 年 9 月 7 日から令和 15 年 9 月 6 日を予定されています。

利用権を設定する土地としまして、〇〇で、地目は田となっております。

農用地区域となつてより面積は 3520 m²となっています。

作物としてはたばこを、10 アール当たり貸賃として、〇〇となっております。

賃借権での利用権設定となっております。

設定は再度の設定となっております。

下にいきまして、5 の 36 です。

貸付人が、〇〇の〇〇さんで、借受人は〇〇の〇〇さんとなっております。

設定の期間は、令和 5 年 10 月 10 日から令和 20 年 10 月の 9 日までとなっております。

利用権設定の土地としまして〇〇で田となつており、面積は 521 m²となっております。

作物は水稻を予定しております。

10 アール当たりの貸地としては〇〇で〇〇での契約となっております。

設定は再度の設定となっております。

5 の 37 番です。

貸付人が〇〇の〇〇さんで、借受人は〇〇の〇〇さんです。

設定期間は令和 5 年 10 月 10 日から令和 20 年 10 月 9 日までを予定しています。

利用権を設定する土地としまして、〇〇で、田となっております。

面積は 238 m²で、作物はニラで、〇〇で、〇〇での契約となっております。
設定は再度の設定となっております。

下の 5 の 38 です。

貸付人は〇〇の〇〇さんで、借受人は、〇〇の〇〇さんです。

設定期間は令和 5 年 10 月 10 日から令和 20 年 10 月 9 日までです。

設定の土地は、〇〇です。

地目は田で、面積は 367 m²となっており、内容は、作物はニラを予定しています。

10 アールあたりの貸賃としましては、〇〇を、15 年分一括での支払いとなっております。

賃借権での利用権設定となっております。

設定は再度の設定です。

最後 5 の 39 です。

貸付人は、〇〇の〇〇さん、借受人は、〇〇の〇〇さんです。

設定期間は、2 筆あって同じ令和 5 年 10 月 10 日から令和 20 年 10 月 9 日までとなっております。

土地の地番としましては白浜の〇〇と〇〇です。

両方田となっており、面積は 496 m²と、32 m²となっております。

作物はニラを予定しております。

こちらはもう、10 アールあたりは、〇〇での〇〇での利用権の設定となっております。

設定は再度の設定となっております。

以下に利用権の設定の契約書のほうを添付させていただいております。

事務局のほうからは以上です。

議長 今、要件の件につきまして、事務局のほうから説明がありました。

何か、この件につきまして質問、質疑ある方、挙手にてお願いします。

はい。

親戚関係やけん〇〇とか、そういう設定になっちゃうがやないかとおもうがやけど。

はい、〇〇くん。

〇〇委員 整備のところだね、経営費面積のところあるんですけど、こんな表現になりますか。

事務局 面積は、今回のやつはちょっと累計にはしてないんです。

許可されたら、経営的に、入れる。入れてないです。

それぞれが入った分でしか入れてないもので、はい。

本来であればそれを両方足したものが最終決定になれば、経営面積になるかと。

議長 この許可された場合のやつを足すということで。

ショウガ作りの子は初めて子なが。この〇〇さんは、大方のローソンのことで生姜うえちよう。

ほいたら、あんまりやよ。面積的にも余計出ないで新規みたいなもんやね。

経営面積も、2反と1反8畝か。

後は、再々のとこやけん、大体内容は同じやろうけん。

問題はないと思う。

〇〇いうがは〇〇、〇〇やろか。

たばこづくりいいよったけん、たしか〇〇やないろうかと思うがやけど。

〇〇委員　　そうやろう。

議長　　やろ。

あとは、〇〇いうがは、ハウスを建てて花作りようところですね。

ほんで今賃料も高いんじゃけど、ハウスの分です。何かほかはないですかね。

ないですかね利用権の設定について。

なければ、承認を受けたと思いますが、いいですかね、はい。

それでは、議案第4号利用権の設定についてですが、承認されますかた、挙手願います。

はい、挙手多数です。

議案第4号につきましても、承認をされました。

これで議案が終了しましたので記録をとめます。

(午後2時48分終了)